

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年11月13日（火）午前9時10分～午前9時40分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                      副市長                      教育長                      参与(兼)児童青少年部長  
                    企画財政部長              総務部長                      市民生活部長              福祉保健部長  
                    環境部長                      都市建設部長              議会事務局長              教育部長  
                    幹 事                      政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長                      これより庁議を開催します。審議事項1「平成30年度補正予算案について」の説明をお願いします。

部 長                      今回の補正予算の主な内容は、市民農園の新設、特別養護老人ホームへの看取り対応改修費補助、人件費の整理等の他、小学校の屋内運動場空調設備整備工事設計委託の債務負担行為を補正するものです。

                    「第一表 歳入歳出予算補正」について、歳入歳出予算をそれぞれ3,097万6千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ294億7,252万4千円とするものです。

                    「第二表 債務負担行為補正」について、小学校の屋内運動場空調設備整備に向けた設計委託の平成31年度予算の限度額として457万2千円を設定するものです。設計期間は平成30年度から31年度までとし、業務完了後に一括払いとするものです。

                    歳入について、「13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金、説明欄4 保育対策総合支援事業費補助金」及び「説明欄9 保育所等整備交付金」は、新設保育園整備事業にあわせてそれぞれ増減するものです。「5目 教育費国庫補助金、説明欄5 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」は、国の補正予算に対応するもので、小・中学校のブロック塀撤去に係る交付金として327万8千円計上するものです。「3項 委託金、2目 民生費委託金、説明欄1 基礎年金事務委託金」176万円は、システム改修に係る委託金です。

                    「14款 都支出金、2項 都補助金、2目 民生費都補助金、説明欄11 特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助金」は、450万円計上するものです。「説明欄8 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金」及び「説明欄12 待機児解消区市町村支援事業補助金」は、新設保育園整備事業にあわせてそれぞれ増減するものです。「4目 農業費都補助金、説明欄3 都

市農地保全支援プロジェクト補助金」は、市民農園整備に対するもので413万1千円増額するものです

「19款 諸収入、6項 雑入、1目 雑入、説明欄8 多摩川衛生組合負担金清算金」は、4,570万4千円計上するものです。

歳出について、各款における人件費については、後ほど説明します。

「2款 総務費、2項 徴税費、2目 賦課徴収費、説明欄1 一般事務費」は、平成31年10月からの地方税共通納税システム導入に対応するため、税総合システム改修委託として210万6千円計上するものです。

「3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 老人福祉費、説明欄30 特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助」450万円は、こまえ苑において看取り時の個室スペースを確保するための改修費に対する補助です。「5目 国民年金費、説明欄2 国民年金事務費」は、第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除実施に対応するため、国民年金システム改修委託の費用として176万円計上するものです。「2項 児童福祉費、2目 児童措置費、説明欄10 新設保育園整備事業」について、平成30年度に開設を予定していた2園のうち、1園については30年度中に整備を完了することが難しいことから減額し、31年度予算で改めて計上します。また、もう1園については、補助基準の変更や高騰加算等により増額となり、それぞれの増減により2,041万5千円の減額となります。「4目 保育園費、説明欄2 保育園維持管理費」は、嘱託職員の保育士の欠員による減額とそれを補充するための保育士等派遣業務委託の増額により、1,137万6千円増額するものです。

「4款 衛生費、1項 保健衛生費、5目 自然保護費、説明欄3 自然保護費」100万円は、台風24号による樹木の倒木等への緊急対応の費用を既存予算で執行したことから、今後見込まれる不足分を増額するものです。

「6款 農業費、1項 農業費、4目 土地利用対策費、説明欄1 市民農園関係費」は、駒井町一丁目に市民農園を新設するために550万8千円計上するものです。

「8款 土木費、4項 都市計画費、4目 公園緑地費、説明欄1 都市公園維持管理費」500万円は、自然保護費と同様に台風による倒木等への緊急対応の費用を既存予算で執行したことから、今後見込まれる不足分を増額するものです。

「9款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費、説明欄1 常備消防事務委託費」806万1千円は、委託金額が決定したことから減額するものです。

「10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、説明欄2 学校維持管理費」1,750万円は、ブロック塀の撤去や台風による倒木等への緊急

対応の費用を既存予算で執行したことから、今後対応が必要となる分について計上したもので、「3項 中学校費、1目 学校管理費、説明欄2 学校維持管理費」1,750万円についても同様です。

「11款 公債費」は、利率の見直し及び平成29年度の借入額・利率の確定に伴う整理により、元金を29万5千円増額し、利子を1,887万4千円減額するものです。

「12款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費」は、積立金を3,700万円増額するものです。

「13款 予備費」は、53万7千円計上するものです。なお、予備費については、これまでのところ訴訟案件に対応するための弁護士訴訟委託等に充当しています。

給与費明細書について、主な変更点は、東京都人事委員会勧告に基づき勤勉手当の支給月数を0.1か月分引き上げる他、職員の育児休業や再任用職員の退職等により人件費を整理するものです。勤勉手当の引上げにより1,600万円ほどの増額になりますが、その他の手当等の整理により、全体としては2,600万円の減額となります。

なお、本件については、システム改修や市民農園整備等、早期に実施すべき案件もあるため、議会の初日での審議をお願いするものです。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「一中通り沿道地区地区計画の決定及び用途地域等の変更（原案）について」の説明をお願いします。

部長 地区計画区域は和泉本町一丁目及び和泉本町二丁目各地内の調布都市計画道路3・4・16号線沿道の約2.7haです。岩戸北二丁目周辺地区地区計画とあわせ、後背部の低層住宅地の住環境に配慮しつつ、街路沿道の景観形成、良好な居住機能及び地域の日常生活を支える都市機能の充実を目指します。

地区整備計画について、地区整備計画区域は2つに分け、松原通りとの交差点付近を幹線道路沿道地区Ⅰ、調3・4・16号線沿道を幹線道路沿道地区Ⅱとします。

建築物等の用途の制限について、幹線道路沿道地区Ⅰには工場、倉庫業を営む倉庫、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものを、幹線道路沿道地区Ⅱには工場、トランクルーム、ホテル又は旅館、自動車教習所、15㎡を超える畜舎、墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂の用に供するものを建築してはならないものとします。

また、幹線道路沿道地区Ⅱについては、敷地面積の最低限度を原則70㎡

とします。建築物等の高さの最高限度は現在の制限と同様とし、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限については、狛江市景観まちづくりビジョン第2編ガイドライン編の規定に適合するものとします。垣又は柵の構造の制限については、高さが1.8m以下で生け垣又は透過性を有するフェンスとします。土地の利用に関する事項については、緑化及び既存樹木の保全に努めることとします。

また、地区計画の策定とあわせて、用途地域等の変更を行います。現在、この地域は第一種中高層専用地域ですが、第一種住居地域に変更します。これにより、建築できる用途が増えますが、地区整備計画において建築物の用途を一定程度制限することで、地域の日常生活を支える機能の充実を図っていきたいと考えています。また、用途地域の変更に伴い、高度地区の指定が変更となります。

今後の予定について、11月19日に都市計画法第16条第2項に基づく公告を行い、縦覧と意見書の提出期間を設けます。縦覧期間は11月19日から12月3日まで、意見書の提出期間は11月19日から12月10日までを予定しています。また、11月17日及び11月19日に本件についての説明会を開催し、平成31年1月下旬に都市計画法第17条に基づく縦覧、2月下旬に都市計画審議会に付議し、都市計画決定をしていく予定です。その後、平成31年第2回定例会に狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案を上程する予定です。

また、12月14日の建設環境常任委員会協議会で、本件を報告させていただく予定です。

なお、本件については、11月17日までの時限秘とします。

市長  
参与  
部長  
教育長

本件について、質問等ありますか。

高さ制限については、従前から変更なしとの理解でよろしいですか。

そのとおりです。

地区計画のエリアが狛江第一中学校及び市民グラウンドにもかかっているようですが、本件による影響はありますか。

部長  
市長

狛江第一中学校及び市民グラウンドへの影響は特段ありません。

他に意見等ないので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「平成31年度一般会計予算要求の状況について」を報告してください。

部長

平成31年度の一般会計の予算要求状況は、職員人件費を除いて264億3,257万9千円、前年度比15億7,373万9千円、6.3%の増となっています。主な増額の要因は、平成32年3月の開設に向けた（仮称）子育て・教育支援複合施設新築工事の他、保育園待機児対策として進めている保育園整備等

による定員拡大に伴う保育所等児童運営費の増、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の実施による住宅耐震診断等助成の増、狛江第四中学校プール及び屋内運動場トイレ等改修工事に係る既存施設改修工事等の増があります。

なお、公共施設整備計画や実行プランを反映して見直した狛江市中期財政計画の見込みより、約17億8千万円超過している状況です。

今後の予定について、11月16日より政策調整会議を行い、その中で政策的に課題となる案件について調整を図らせていただきます。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「平成30年（行ウ）第186号非公開処分取消請求事件の判決について」を報告してください。

部長 11月9日に本件に係る裁判の判決がありました。判決の内容は、「(1) 本件訴えを却下する。」、「(2) 訴訟費用は原告の負担とする。」の2点です。

控訴期間は、第1審判決の正本が送達された日の翌日から起算して2週間となっています。

本件については、議会にも報告してまいります。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「文書管理の監査結果について」を報告してください。

部長 平成30年8月から9月まで、狛江市文書管理規則第75条第1項の規定により29年度の文書管理を対象とする監査を実施しました。結果については、資料のとおりです。

なお、本件については、11月2日に開催した行政不服審査会において報告しており、12月1日より政策室窓口での閲覧にて公表します。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 4ページ「(4) 文書破棄の状況」で、歴史的価値のある文書に関する記述がありますが、選別に係る関連例規は整備されていますか。

部長 現在、整備に向けて準備をしていますが、整備には至っていません。

部長 それでは、何を根拠に選別したのですか。

部長 現状は、市史編さん室が判断しています。

部長 5ページ6行目に「主管課で保存されている文書についても歴史的価値がある文書については、選別した上で、別途保存しなければならない。」と記載されていますが、狛江市文書管理規則第70条では、文書担当課長である政策室長が歴史的価値のある文書の選別を行うことになっており、個々の課長が担う規定とはなっていません。実際には、どのように選別していますか。

部長 主管課保存の文書であっても、廃棄年度が到来したものは政策室に提出いただき、市史編さん室と保存するかの確認をしています。

部長 最終的な選別の決定は政策室で行っているということですか。

- 部長 そのとおりです。
- 市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「第10回狛江市市民意識調査報告書について」は、先程の総合基本計画策定庁内会議で了承されましたので、庁議としても了承とします。続いて報告事項5「確定申告のための『ID・パスワード式届出コーナー』臨時開設について」を報告してください。
- 部長 現在、医療費控除やふるさと納税等の寄附金控除を受けるためには、税務署で確定申告を行う必要がありますが、e-Taxによる自宅のパソコンからの電子申告も可能となります。
- 電子申告に当たっては、これまではマイナンバーカードとICカードリーダーライターが必要でしたが、e-Taxの簡便化により、平成31年1月からはID・パスワード方式を利用した場合、マイナンバーカードとICカードリーダーライターがなくても自宅のパソコンやスマートフォンからの電子申告が可能となります。
- その変更在先立ち、武蔵府中税務署の協力により、12月17日及び18日の午前10時から午後4時30分まで、課税課窓口においてID・パスワード方式届出コーナーを臨時開設します。
- 市長 市民への周知はどのように行いますか。
- 部長 広報こまえで行います。
- 参与 届出ができるのは、武蔵府中税務署管内在住者のみですか。
- 部長 誰でも届け出ることができますが、周知は市民を対象として行います。
- 市長 報告を了承とします。続いて報告事項6「調布都市計画道路事業3・4・17号狛江仙川線の事業認可取得について」を報告してください。
- 部長 狛江市松原交差点は、東京都が進めている渋滞対策事業「第3次交差点すいすいプラン」に位置付けられています。
- 調布都市計画道路3・4・17号狛江仙川線について、国土交通省より10月22日付け国関整計管認東第2号の2で事業認可通知を受理しました。事業延長は235mで、事業施行期間は11月8日から平成35年3月31日までです。本事業に関する図書の写しの縦覧は、11月8日よりまちづくり推進課窓口で行います。
- 市長 報告を了承とします。
- その他お知らせはありますか。
- 部長 野川河床整備についてです。
- 東京都では、野川流域河川整備計画に基づき、野川の河床掘削を下流から進めており、東京都第二建設事務所が施工している世田谷区の河床掘削が進んだことにより、平成31年度から狛江市内の河床掘削を行う旨の通知がありました。

整備範囲は谷戸橋から野川橋までの約2kmで、施工時期は2019年から2026年までの渇水期の11月から5月までです。なお、平成31年度は谷戸橋から入間川付近までの380m区間を1工区として工事を行う予定です。

また、平成31年度の工事に向けて、都担当部署が町会・自治会への説明や事業説明会、工事説明会等を実施していくとのことです。

市長 世田谷区の工事は大分時間がかかったようですが、何か情報は入ってきていますか。

部長 区民団体との調整に時間がかかったと聞いています。

市長 市の団体からの問い合わせはありますか。

部長 現時点では特にありません。

市長 その他何かありますか。

部長 粗大ごみの申込方法の追加についてです。

粗大ごみの申込をファクシミリでもできるように変更します。申込先は、清掃課事務室に設置しているファクシミリで、24時間対応可能です。これにより、耳の不自由な方が申込をしやすくなるとともに、週明けの午前の申込電話の集中が緩和できるものと考えています。

運用方法について、申込書に排出される粗大ごみの品目と大きさ等を記入の上、送信していただき、清掃課で受け付けた後に、申込者に対して収集日と品目別の料金を返信します。

周知については、広報こまえ、市ホームページ、SNS等で行います。

市長 本件の実施に当たっては、障がい者団体へ周知する必要があると思いますので、福祉保健部と調整を取るようになしてください。

その他何かありますか。

部長 狛江第一中学校生徒による市のマップ作りについてです。

狛江第一中学校の1年生104人が、見る・遊ぶ・食べる・安全等を題材に市のマップを作成します。11月29日に各課へ取材に伺うことになっているため、協力をお願いします。

市長 11月17日・18日に狛江市民まつりがありますので、各部署において対応をお願いします。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、11月20日午前9時から開催します。